

もがみ地域退院支援連携ルール（仮称）について（案）

1 目的

要介護や要支援状態にある高齢者等の入退院に際し、入院してから退院後の在宅療養に至るまでの支援が途切れることなく円滑に行われるように医療機関とケアマネジャー等との情報共有についてルール化し、患者さんが安心して在宅療養できることを目的とします。

2 基本事項

(1) 対象者

- ①介護保険を利用（要支援・要介護）しており、担当ケアマネがいる場合
※3日程度の入院（検査入院・白内障手術による入院等）は対象外
- ②介護保険をまだ利用していないが、退院後に利用する可能性がある場合

(2) ルール適用の範囲

最上地域にお住まいの方が、最上地域の医療機関に入院し、退院後に在宅等に戻るケースの支援を想定しています。

【市町村】（8市町村）

新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

【医療機関】（6医療機関）

県立新庄病院、町立金山診療所、最上町立最上病院、町立真室川病院、新庄徳洲会病院、新庄明和病院

(3) ルールの内容

- ①入退院に際しての医療側と介護側の情報共有手順（時期、方法、担当窓口）の明確化
- ②情報共有項目の明確化

(4) 運用開始時期

平成 31 年 4 月（予定）

3 個人情報の取り扱い

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
（平成 29 年 4 月 14 日厚生労働省/個人情報保護委員会）

4 留意事項

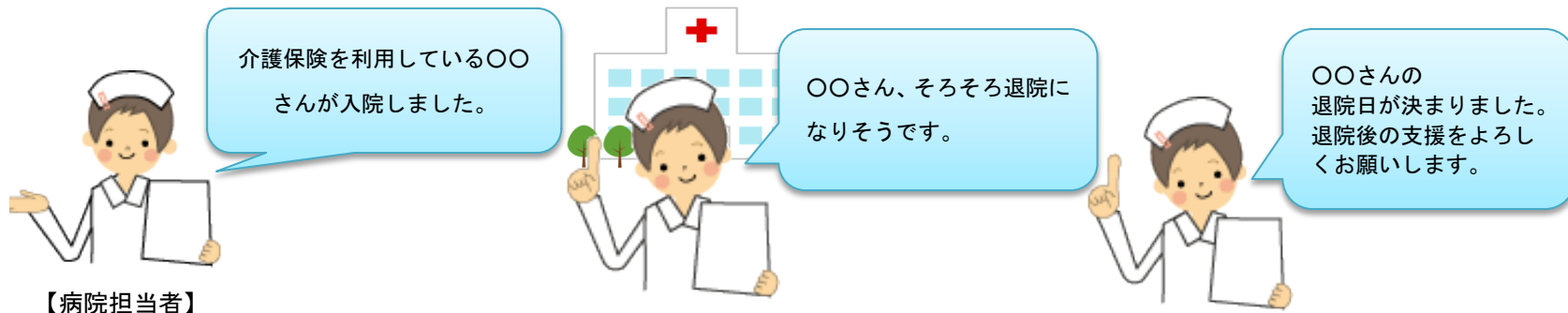
- (1) 医療機関とケアマネの連携をとりやすくするための標準方式を示す「ツール」であり、強制的な効力をもつものではありません。ルールに定めた日数などは「目安」と考えていただき、個別の状況に応じて関係者間で適宜調整してください。
- (2) 運用開始後も、運用状況の確認や評価を行い、必要に応じて関係者との協議を行いながら適宜ルールを見直すものとします。

“その人らしい生き方を
わたしたちが支える“



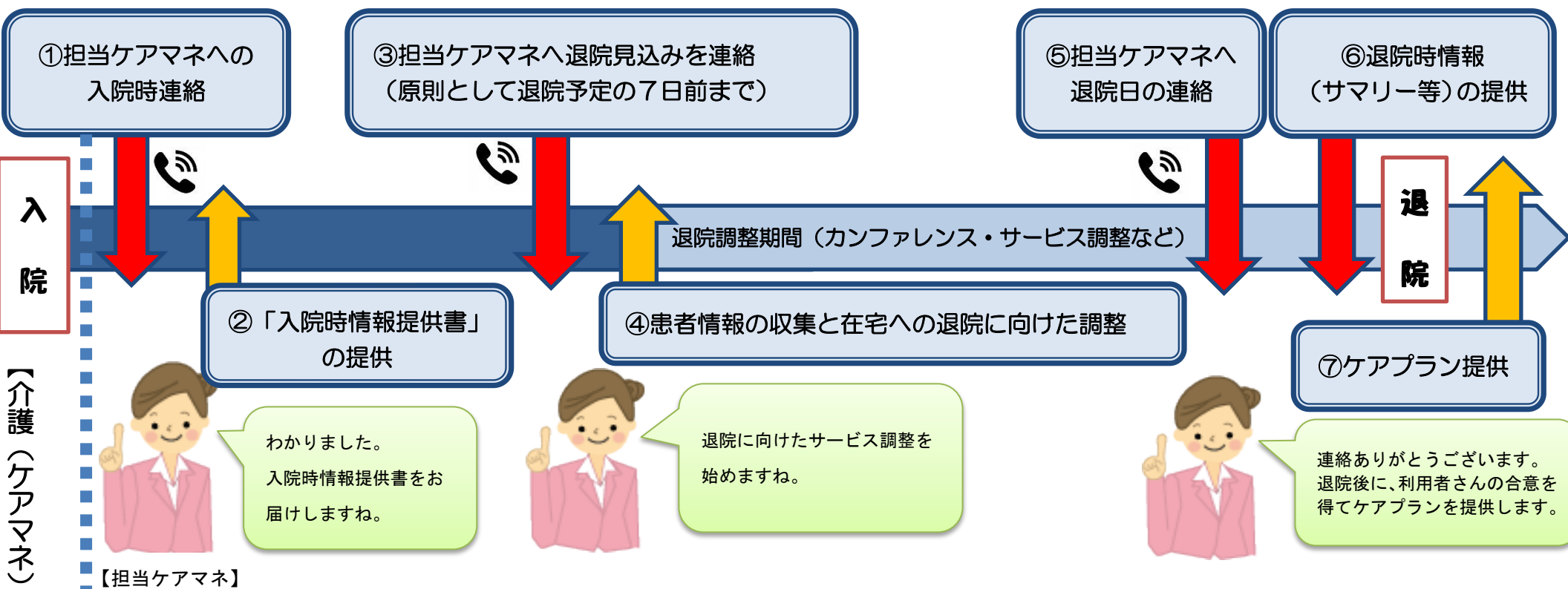
介護保険を利用（要支援・要介護）しており、担当ケアマネがいる場合【Aパターン】

【医療機関側】



“その人らしい生き方を
わたしたちが支える”

1-2-



※担当ケアマネがわからない場合は市町村の地域包括支援センター（資料 PO 参考）にお問い合わせください

入退院支援連携の流れ（介護保険を利用しており担当ケアマネがいる場合）

	医療機関	ケアマネ
在宅時 (入院前)	<p>■病院とケアマネが連携して支援していくために情報提供（共有）が必要であることを患者さんや家族に説明し、あらかじめ、情報提供に関する理解や同意を得ておくようにしましょう。</p>	
入院	<p>①担当ケアマネへの入院時連絡【電話】 聞き取りや、介護保険証、名刺等により担当ケアマネを把握したら、速やかに（原則3日以内）に担当ケアマネに入院したことを連絡する</p>	<p>②「入院時情報提供書」の提供 入院を把握したら原則として入院日を初日として3日以内に提供書を医療機関に提供する（資料〇〇参考；医療機関担当窓口）</p>
<p>「病院がケアマネを把握」または「ケアマネが入院を把握」どちらか早いほうが相手に連絡するようにしましょう</p>		
退院時期見込 (入院後7～10日頃)	<p>③担当ケアマネへ退院見込を連絡【電話】 退院見込み（いつ、どこに退院予定か）がいたら、速やかに（原則として退院予定の7日前まで）に担当ケアマネに連絡する</p>	<p>④患者情報の収集と在宅への退院に向けた調整開始 医療機関から退院の見込みの連絡があったら、退院調整のための利用者情報の共有について、いつ、どこで、どんな方法で行うのか医療機関と調整する</p>
<p>【施設への退院によりケアマネが変わる場合】 新しいケアマネにこれまでの経過を引き継ぐとともに、病院にもケアマネが変わる旨を伝えましょう 【転院の場合】転院先への入退院時情報提供書やケアマネの引き継ぎ等について病院と確認しましょう</p>		
退院調整	<p>患者情報を共有し、相互に協力して退院に向けた調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関担当者（Ns. MSW）とケアマネの退院調整開始面談 ・患者や家族の意向を確認し、介護サービスを調整 ・退院前カンファレンス（必要に応じて）の開催等 	
退院日決定	<p>⑤担当ケアマネへ退院日の連絡 主治医の許可した退院日をケアマネに連絡する</p>	
退院前後	<p>⑥退院時情報（サマリー等）の提供</p>	<p>⑦利用者の合意を得た「ケアプラン（写し）」の提供（退院後）</p>

介護保険をまだ利用していないが、これから利用する可能性がある場合【Bパターン】



“その人らしい生き方を
わたしたちが支える”

そろそろ退院になりそう。
これまで介護保険利用していなかつたけど、退院後は介護保険を使って支援する必要がありそう。

【医療機関側】



【病院スタッフ】

①退院調整の必要な患者か判断

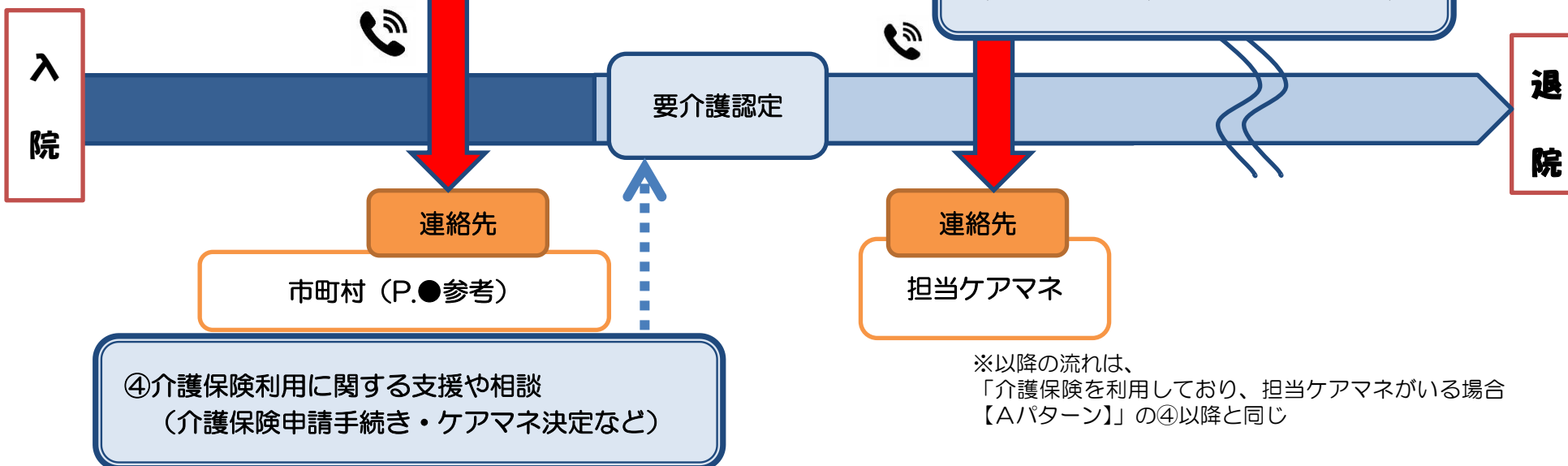
②本人・家族に介護保険や申請に関する説明 (P.●参考)

③市町村への情報提供や、橋渡しが必要な場合は市町村に連絡

【例】

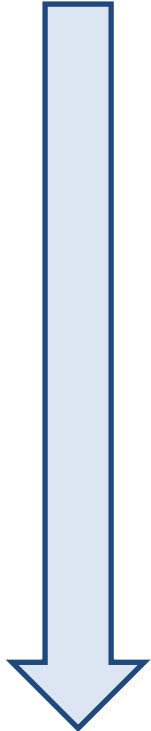
※家族等が要介護認定の手続きを行うことが困難な場合
※病状等で急きょ退院が予測される場合
※退院後の支援に配慮を要する場合など

⑤担当ケアマネへ退院の見込を連絡
(原則として退院予定の7日前まで)



※以降の流れは、「介護保険を利用しており、担当ケアマネがいる場合【Aパターン】」の④以降と同じ

連携調整の流れ（介護保険を利用していないが、これから利用する可能性がある場合）

	医療機関	市町村 / ケアマネ
入院	患者や家族への聞き取りや、介護保険証、担当ケアマネの名刺の有無等により介護保険を利用していないことを確認	
退院時期見込 （入院後 7～10 日頃） 	<p>①退院調整の必要な患者か判断 入院後 7～10 日頃をめどに、退院後に支援（介護保険の利用）が必要かどうかを判断する。</p> <p>②本人・家族に介護保険や申請に関する説明 退院支援を必要とする患者や家族に介護保険の説明をし、申請等を支援する。（市町村の窓口は P. ● 参考）</p> <p>③市町村への情報提供や橋渡しが必要な場合は市町村に連絡 ※介護保険の利用手続きや、退院後の支援が円滑に進むように、必要に応じて市町村の窓口へ連絡を行う。 【例】・家族等が要介護認定の手続きを行うことが困難な場合 ・病状等で急きょ退院が予測される場合 ・退院後の支援に配慮を要する場合など</p> <p>⑤担当ケアマネに退院の見込の連絡 ※原則として退院予定日の 7 日前までに、担当ケアマネ等に連絡する。</p>	<p>④介護保険利用に関する支援（市町村） （退院後の療養に関する相談・介護保険申請手続き・ケアマネ決定など）</p>
退院調整	以降の流れは前掲『介護保険を利用しており、担当ケアマネがいる場合【Aパターン】』の④以降の流れと同じ	
退院日決定		
退院後		

介護保険を利用(要支援・要介護)しており担当ケアマネがいる場合(Aパターン)の医療機関の担当窓口一覧【例示】

医療機関名	①担当ケアマネへ 入院時連絡を行う人 (部署)	②ケアマネからの「入院時情報提供書」の提出先		③退院見込みを 担当ケアマネに 連絡する人(部 署)	④退院調整の主 体になる人(部 署) ※面談しやすい 時間	⑤退院日を担当 ケアマネに連絡 する人(部署)	⑥退院時情報提 供書(サマリー) をケアマネに提 供する人(部署)
		持参の場合	持参以外の手段				
〇〇病院	医事課 入退院支援担当	医事課 入退院支援担当	【郵送】 あて先は 「医事課入退院支援担当」 【FAX】可 0233-..... 【メール】不可	医事課 入退院支援担当	医事課 入退院支援担当	医事課 入退院支援担当	医事課 入退院支援担当
〒996-..... 新庄市..... 電話:0233-.....(代) (内線...)							
△△病院	病棟看護師長	総看護師長	【郵送】 あて先は「総看護師長」 【FAX】不可 【メール】不可	病棟看護師長	病棟看護師長	病棟看護師長	総看護師長
〒999-..... 最上郡..... 電話:0233-.....							

介護保険まだ利用していないが、これから利用する可能性がある場合(Bパターン)の医療機関の担当一覧【例示】

医療機関名	②本人・家族に介護保険や申請に関する説明を行う人(部署)	③市町村への橋渡しとして地域包括支援センター等に事前連絡を行う人(部署)	⑤担当ケアマネに退院の連絡をする人(部署)
○○病院 〒996-..... 新庄市..... 電話:0233-.....(代) (内線....)	病棟看護師長	医事課 入退院支援担当	医事課 入退院支援担当
△△病院 〒999-..... 最上郡..... 電話:0233-.....	病棟看護師長	病棟看護師長	病棟看護師長

市町村の窓口一覧【例示】

市町村	在宅療養や支援に関する相談窓口		要介護申請窓口		
新庄市	新庄市地域包括支援センター		新庄市役所 ●●課		【申請に必要なもの】
	住所	〒996-**** 新庄市*****	住所	〒996-**** 新庄市*****	
	電話/FAX		電話/FAX		
金山町					
	住所	〒999-**** 金山町*****	住所	〒999-**** 金山町*****	
	電話/FAX		電話/FAX		
最上町					
	住所	〒999-**** 最上町*****	住所	〒999-**** 最上町*****	
	電話/FAX		電話/FAX		
舟形町					
	住所	〒999-**** 舟形町*****	住所	〒999-**** 舟形町*****	
	電話/FAX		電話/FAX		
真室川町					
	住所	〒999-**** 真室川町*****	住所	〒999-**** 真室川町*****	
	電話/FAX		電話/FAX		
大蔵村					
	住所	〒996-**** 大蔵村*****	住所	〒996-**** 大蔵村*****	
	電話/FAX		電話/FAX		
鮭川村					
	住所	〒999-**** 鮭川村*****	住所	〒999-**** 鮭川村*****	
	電話/FAX		電話/FAX		
戸沢村					
	住所	〒999-**** 戸沢村*****	住所	〒999-**** 戸沢村*****	
	電話/FAX		電話/FAX		

入院時情報提供書 (居宅介護支援事業所→医療機関)

担当中のご利用者の生活や介護状況について情報提供致します。

事業所名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

入院日:平成 年 月 日 / 情報提供日:平成 年 月 日

基本情報	フリガナ氏名	生年月日 明・大・昭 年 月 日		年齢	歳	性別	男・女	
		住所		電話番号	自宅 携帯			
	要介護度	未申請・申請中・区分変更中・非該当 総合事業対象者・要支援()・要介護()			認定日	年 月 日		
					有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	サービス利用状況	無・有・訪問介護(/週)・通所介護(/週)・訪問看護(/週) 通所リハビリ(/週)・訪問入浴(/週)・短期入所(/月) 福祉用具貸与()・その他()						
経済状況	国民年金・厚生年金・障害年金 生活保護(担当) その他()							
本人の意向				家族の意向				
医療関連	既往歴	医療機関		医療機関				
		主治医		主治医				
	医療処置	留置カテーテル・ストマ(人工肛門/人工膀胱)・気管支切開・喀痰吸引・胃ろう・褥瘡(部位) 処置の頻度() 家族対応 可・不可() その他()						
	特定疾患医療受給者証 障害者手帳	無・有 (疾患名) 無・有 療育()・精神()・身障()						
環境 (家族状況・住まい等)	家族構成 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 ☆キーパーソン	緊急連絡先	氏名	続柄	住所	電話番号		
					自宅			
					携帯			
					自宅			
				携帯				
	介護力	(無・有) 理解の状況(十分・不十分) (留意点)						
	住環境	持家・借家(一戸建 / 集合住宅 階)・有料老人ホーム() トイレ(和式・洋式) 寝具(ベット・布団) 段差(無・有) 住宅改修(無・有)						
	備考							
ADL (日常生活動作)		自立	見守り	一部介助	全介助	要支援者は必要事項のみ記入		
	移動方法					独歩・車いす・杖・歩行器・装具や補助具		
	移乗方法							
	口腔清潔					義歯 無・有【部分義歯(上/下) 総義歯(上/下)】		
	食事					普通食・治療食(kcal / 糖尿病食 / 高血圧食 / 腎臓病食 / その他) 主食: 米飯・全粥・ミキサー 副食: 通常・一口大・刻み・極刻み・ミキサー(とろみ 無・有)・ソフト食 水分摂取量:1日 ml とろみ剤使用 無・有 () アレルギー: 無・有() 食への意欲: 無・有 摂取方法:はし・スプーン・その他() 嚥下や咀嚼状況(留意点)		
		更衣						
		入浴				自宅(浴室)・訪問入浴・通所系サービス・清拭		
		排泄				尿意なし・便意なし・トイレ・ポータブルトイレ(日中/夜間)・尿器(日中/夜間)・オムツ(日中/夜間)・リハパン(日中/夜間)		
	服薬管理					薬の種類(薬剤情報書での代替: 無・有 ())		
	伝達意思	コミュニケーション障害の支援 無・有 具体的状況 () 障害 / 視力・聴力・発語・その他()						
認知機能	認知症の診断 無・有 病名() 周辺症状 無・有 (幻視 / 幻聴 / 興奮 / 不穏 / 妄想 / 徘徊 / 暴力 / 介護への抵抗 / 昼夜逆転 / 不眠 / 危険行為 / 不潔行為 / 意思疎通困難 / ひどい物忘れ / その他()) 具体的状況 { }							
特記								

※このシートにおける個別情報の取り扱いについては、本人もしくは家族に同意を得ています H30.2月/山形県介護支援専門員協会最上地区支部作成